

令和5年第4回

西予市議会定例会議案  
(追加分)

西 予 市

## 目 次

議案番号	件 名	ページ
議案第94号	西予市消防本部消防指令システム及び消防救急デジタル無線システム更新工事請負契約について	1
議案第95号	林道黒森支線地すべり災害復旧工事変更請負契約について	3
議案第96号	西予市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について	5

## 議案第94号

### 西予市消防本部消防指令システム及び消防救急デジタル無線システム更新工事請負契約について

西予市消防本部消防指令システム及び消防救急デジタル無線システム更新工事請負契約を下記のとおり締結したいので、西予市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(平成16年西予市条例第57号)第2条の規定により議会の議決を求める。

令和5年12月6日提出

西予市長 管 家 一 夫

#### 記

- |   |        |  |
|---|--------|--|
| 1 | 契約の対象  | 西予市消防本部消防指令システム及び消防救急デジタル無線システム更新工事請負契約            |
| 2 | 契約の方法  | 随意契約   |
| 3 | 契約の金額  | 352,000,000円<br>うち取引に係る消費税及び地方消費税の額<br>32,000,000円 |
| 4 | 契約の相手方 | 香川県高松市一宮町258番地1<br>株式会社富士通ゼネラル 四国支店<br>支店長 小谷 廣和   |

#### 提案理由

西予市消防本部消防指令システム及び消防救急デジタル無線システム更新工事について、工事請負契約を締結しようとするものである。

工 事 概 要 書

1. 工 事 名 西予市消防本部消防指令システム及び消防救急デジタル無線システム更新工事
2. 工事場所 西予市消防署(新庁舎) 西予市宇和町神領515、516番地  
西予市消防署(現庁舎) 西予市宇和町卯之町二丁目377番地  
西予市消防署野村支署 西予市野村町野村12号744番地  
明浜救急出張所 西予市明浜町高山甲3420番地  
城川救急出張所 西予市城川町下相1005番地2  
八幡浜消防署第三分署 西予市三瓶町朝立7番耕地113番地  
法華津基地局 西予市宇和町伊賀上2939番地1  
かぶとがもり基地局 西予市城川町土居730番地  
堂所山基地局 西予市宇和町西山田3604番地1
3. 工事概要 消防指令システム  
高機能消防指令システム(離島型)一式  
消防救急デジタル無線システム  
既存デジタル無線システムの一部更新  
堂所山無線基地局の設置
4. 仮契約日 令和5年12月4日
5. 工 期 契約締結日の翌日から令和7年3月14日まで

## 議案第95号

### 林道黒森支線地すべり災害復旧工事変更請負契約について

林道黒森支線地すべり災害復旧工事変更請負契約を下記のとおり締結したいので、西予市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(平成16年西予市条例第57号)第2条の規定により議会の議決を求める。

令和5年12月6日提出

西予市長 管 家 一 夫

#### 記

- |   |        |  |
|---|--------|--|
| 1 | 契約の対象  | 林道黒森支線地すべり災害復旧工事   |
| 2 | 変更契約金額 | 変更前 194,700,000円<br>うち取引に係る消費税及び地方消費税の額<br>17,700,000円<br>変更後 195,662,000円<br>うち取引に係る消費税及び地方消費税の額<br>17,787,454円 |
| 3 | 契約の相手方 | 愛媛県西予市城川町下相114番地<br>山本建設株式会社<br>代表取締役 山本 初市  |

#### 提案理由

林道黒森支線地すべり災害復旧工事について、工事変更請負契約を締結しようとするものである。

工 事 概 要 書

1. 工 事 名 林道黒森支線地すべり災害復旧工事
2. 工事場所 西予市城川町下相
3. 工事概要 変更前  
復旧延長L=109m 道路幅員W=4.0m  
掘削工：V=4,354m<sup>3</sup>、盛土工：V=245m<sup>3</sup>  
残土処理工：V=2,324m<sup>3</sup>、ブロック積工：A=30m<sup>2</sup>  
根継工：V=25m<sup>3</sup>、大型カゴ枠工：A=237m<sup>2</sup>  
現場吹付法枠工：A=798m<sup>2</sup>、植生工：A=1,352m<sup>2</sup>  
アンカー工：N=72本、ボーリング暗渠工：L=260m  
排水施設工：L=124m、防護柵工：L=56m  
  
変更後  
掘削工：V=94m<sup>3</sup>増、盛土工：V=28m<sup>3</sup>増  
現場吹付法枠工：A=31m<sup>2</sup>増、排水施設工：L=49m増
4. 仮契約日 令和5年11月24日
5. 工 期 契約締結日の翌日から令和6年2月29日

## 議案第96号

西予市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について

西予市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和5年12月6日提出

西予市長 管 家 一 夫

### 提案理由

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律及び全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令の公布に伴い、本条例の一部を改正するものである。

## 西予市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

西予市国民健康保険税条例(平成16年西予市条例第64号)の一部を次のように改正する。

第21条に次の1項を加える。

- 3 国民健康保険税の納税義務者の世帯に地方税法施行令第56条の89第4項に規定する出産被保険者(以下「出産被保険者」という。)が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額及び被保険者均等割額(第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額)は、当該所得割額及び被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。
  - (1) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第3条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の出産の予定日(地方税法施行規則第24条の30の5に定める場合には、出産の日。以下同じ。)の属する月(以下「出産予定月」という。)の前月(多胎妊娠の場合には、3月前)から出産予定月の翌々月までの期間(以下「産前産後期間」という。)のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
  - (2) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第5条の規定により算定した被保険者均等割額(第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額)の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
  - (3) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第6条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
  - (4) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第7条の2の規定により算定した被保険者均等割額(第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額)の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
  - (5) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第8条の規定により算定した所得割額の12分の1の

額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

- (6) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第9条の2の規定により算定した被保険者均等割額(第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額)の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

第22条の2の次に次の1条を加える。

(出産被保険者に係る届出)

第22条の3 国民健康保険税の納税義務者は、出産被保険者が世帯に属する場合には、次に掲げる事項を記載した届書を市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の氏名、住所、生年月日及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。)
  - (2) 出産被保険者の氏名、住所、生年月日及び個人番号
  - (3) 出産の予定日
  - (4) 単胎妊娠又は多胎妊娠の別
  - (5) その他市長が必要と認める事項
- 2 前項の届書の提出に当たり、当該納税義務者は、次に掲げる書類を添えなければならない。
- (1) 出産の予定日を明らかにすることができる書類
  - (2) 多胎妊娠の場合には、その旨を明らかにすることができる書類
  - (3) 出産後に前項に規定する届出を行う場合には、出産した被保険者と当該出産に係る子との身分関係を明らかにすることができる書類
- 3 第1項の規定による届出は、出産被保険者の出産の予定日の6月前から行うことができる。
- 4 第1項の規定にかかわらず、市長が、当該出産被保険者について同項各号に掲げる事項及び第2項各号に掲げる書類において明らかにすべき事項を確認することができる場合は、第1項の規定による届出を省略させることができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の西予市国民健康保険税条例の規定は、令和5年度

分の国民健康保険税のうち令和6年1月以後の期間に係るもの及び令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分の国民健康保険税のうち令和5年12月以前の期間に係るもの及び令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。